

【商品概要説明書】

横浜信用金庫

普通預金・決済用普通預金

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	普通預金	決済用普通預金
2. 販売対象	・法人、個人	
3. 期間	・特に期間の定めはありません。	
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位	
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。	
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日(元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算(毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。)	・利息はつきません。
7. 税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人は総合課税となります。	・利息がないので税金はかかりません。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたってはキャッシュカード規定に定める手数料をいただく場合があります。 (未利用口座管理手数料) ・最後のお預入れ(当該普通預金のお利息入金を除く)または払戻し(本手数料の引落しを除く)から2年以上、お預入れまたは払戻しがなく普通預金口座 ・未利用口座の対象となった場合、事前に「ご案内」を郵送します。一定期間(約3か月)経過後もお取引がない場合に、当金庫所定の手数料をご負担いただきます。 ・次の場合は未利用口座の対象外です(手数料の負担はありません) (1) 令和3年6月30日以前に開設された普通預金口座 (2) 当該普通預金口座に10,000円以上の残高がある場合 (3) 同一お取引店にお借入れがある場合 (4) 同一お取引店に出資金、定期預金、投資信託、外貨預金、生命保険、公共債のお取引がある場合 ※盗難、紛失などでお利用を停止している口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。 ・預金残高が本手数料に満たない場合は、残高を本手数料としていただき、当該普通預金口座を解約させていただきます。	

普通預金・決済用普通預金

このまちの未来をともにつくる



9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のは「総合口座」の取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率[ただし、期日指定定期預金は「2年以上」の利率]に0.50%を上乗せした利率) ・「貯蓄預金」との間で資金を移動させるシングサービスの取扱いができます。 ・個人のはマル優の取扱いができます。(決済用普通預金の場合は不可) 	
10. 中途解約時の取扱い	—————	
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ(大型液晶ディスプレイ)または窓口へご照会ください。 	—————
12. リスクに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部)を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度により全額保護されます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時～17時、電話:0120-828-833)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 神奈川県弁護士会(電話:045-211-7716)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。 	
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。 ・以下の条件をすべて満たしたお客様は、キャッシュカードの利用限度額が毎月第2月曜日に、支払限度額10万円・振込限度額0円へ自動的に引き下げられます。 <ul style="list-style-type: none"> (1)前月末時点で、ご年齢が70歳以上の個人のお客様。 (2)利用限度額を一度も変更したことがない口座 (3)前月末時点から過去12か月を通じて、以下の取引を一度も行っていない口座 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫ATMでの支払取引または振込取引がない。 ②CD提携先での支払取引または振込取引がない。 ③デビットカード売上取引がない。 	